

新潟県条例第43号

新潟県柏崎マリーナ条例の一部を改正する条例

新潟県柏崎マリーナ条例（平成2年新潟県条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第5条、第12条、第17条関係）

施設及び使用の区分				使用料算定の基礎	使用料
艇置場	ラック積み保管	上段	デインギー	専用使用 1隻1年につき	県内 55,100円
					県外 78,300円
		上段	和船(長さ5メートル未満の艇に限る。)		県内 78,400円
	下段	県外 113,500円			
	平面保管	長さ5メートル未満の艇			県内 101,800円
		長さ5メートル以上6メートル未満の艇			県外 148,300円
		長さ6メートル以上7メートル未満の艇			県内 163,700円
		長さ6メートル以上7メートル未満の艇			県外 235,800円
		長さ7メートル以上8メートル未満の艇			県内 194,200円
		長さ7メートル以上8メートル未満の艇			県外 281,700円
長さ8メートル以上9メートル未満の艇		県内 246,200円			
長さ8メートル以上9メートル未満の艇		県外 359,600円			
長さ9メートル以上10メートル未満の艇		県内 294,700円			
長さ9メートル以上10メートル未満の艇		県外 432,500円			
係留施設	小型栈橋		一般使用 1隻1日につき	県内 1,920円	
	大型栈橋		一般使用 1隻1日につき	県外 2,880円	
	大型栈橋		専用使用 1隻1年につき	県内 3,840円	
大型栈橋		専用使用 1隻1年につき	県外 413,800円		
大型栈橋		専用使用 1隻1年につき	県外 605,700円		
船具ロッカー				1個1年につき	10,700円
更衣ロッカー	小型ロッカー		1個1日につき	210円	
	大型ロッカー		1個1日につき	320円	
給電施設				30分までごとに	330円
会議室				午前9時から正午まで 1回につき	2,140円
				午後1時から午後5時まで 1回につき	3,210円
				午前9時から午後5時まで 1回につき	4,270円
シャワー				使用1回につき	210円

備考

- この表において「専用使用」とは4月1日から翌年の3月31日まで継続して施設を使用する場合をいい、「一般使用」とは専用使用以外の場合をいう。ただし、3月31日まで1月以上継続して施設を使用する場合は、専用使用とみなす。
- この表において「県内」とは新潟県内に住所を有する者が使用する場合をいい、「県外」とは県内以外の場合をいう。
- 一般使用の場合において、使用時間が2時間未満の場合は、利用料金を徴収しない。
- 艇の長さの測定及び利用料金の算定方法については、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後における使用に係る使用料について適用し、同日前における使用に係る使用料については、なお従前の例による。